

連携室だより 第12号

島根県歯科医師会 在宅歯科医療連携室

日頃より在宅歯科医療連携室の運営にご協力いただきありがとうございます。

在宅歯科医療連携室では、在宅療養や施設入所などで歯科医院への通院が難しい方の口腔に関する困り事の相談を受ける「歯科の往診ほっとライン」を設置しています。かかりつけ歯科医を持っていない、かかりつけ歯科医が訪問歯科診療を行っていないなど、依頼先に困るような場合もご利用ください。

「電話したらすぐ対応してもらい、歯科医師が往診してくれた」との声もいただいています。

歯科の往診ほっとライン（島根県歯科医師会事務局内）

☎0852-27-8020

平日 9:00~17:00 *土日・祝日・年末年始は対応しておりません



「共演」ソフトビジネスパーク島根にて

連携室トピックス

どの世代においても、痛い、とれた、穴が開いた、などがあれば歯科医院に行きますが、むし歯や歯周病、義歯の状態のチェックなど、必要なメンテナンスのために定期的に歯科医院を通院している方はまだ少数です。

健康な高齢者も同じで、しかも高齢になると身体機能や通院等の移動手段が徐々に変化していくので、慢性疾患の薬のため医科にはなんとか通院しても、歯科にはよっぽどのがなければ行っていないのが現状ではないでしょうか。

そのような状況で要介護状態になったとき、生活面の環境整備などに追われ、口のなかはちょっと・・・という思いもあるのか、歯科が介入するのは随分とあとになってからになりがちです。

これでは健康な時から数えた歯科に行っていない期間は相当経過しており、口腔内はすでに悲惨な状況になってしまっていることは想像に難くありません。

そうならないために、要支援や要介護度の低い通院できる状態のうちに一度はかかりつけ歯科を受診して、訪問歯科診療が必要になった時のことも踏まえ、今後の口腔管理について相談しておくような仕組みづくりも必要かと考えます。

今後も各地区での要介護高齢者の口腔管理について展開が進んでいくことを期待します。

Column コラム

島根県歯科医師会と島根県では、毎年、「8020よい歯のコンクール」、「親と子のよい歯のコンクール」を実施しており、受賞された方々とお話する機会があります。

80歳を超えても20本以上の丈夫な歯をお持ちのみなさまは、毎日の生活を楽しみ、とてもはつらつとしておられます。しっかりと噛める歯を持ち、何でも食べることが元気の源であると改めて感じたひとときでした。

また、今年度の「親と子のよい歯のコンクール」では、島根県代表として全国大会に推薦した親子が、厚生労働大臣表彰を受賞されました。全国大会に推薦する際には、親が子どもの歯の健康づくりのために行った体験記を書いていただくのですが、お母さんは、「食べること、笑うこと、しゃべること、どれも歯があってこそ。歯は宝もの。」と書かれていました。親子で行う歯みがきタイムをコミュニケーションの時間として楽しみ、お子さまはきれいに磨こうとお母さんの磨き方を真似されているそうです。歯の大切さを親から子へ伝え、歯の健康づくりが毎日の生活の一部になっていることにただただ感心しました。

島根県では、80歳で20本の歯を持つ方の割合が増え、また、子どものむし歯が減っています。歯科保健活動の成果が着実に現れている一方で、定期的（1年に1回以上）に歯科医院で口の中を点検してもらっている県民の割合は約33%（平成28年度県民健康栄養調査）と、まだ低い状況にあります。異常を早期に発見し、歯を健康に保つためにも定期的な歯科健診を受けることを勧めていかなければなりません。

島根県では引き続き、みなさまのご協力の下、「かかりつけ歯科医を持ち、定期的に健診を受ける」ことの大切さを県民のみなさまに広く周知していきたいと思えます。

島根県健康推進課 歯科保健担当者

